

令和4年5月20日
関東信越厚生局

元保険薬局及び元保険薬剤師の行政処分等について

令和4年5月18日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険薬局の指定の取消相当」及び「保険薬剤師の登録の取消相当」について、これらを妥当とする建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

1. 保険薬局の指定の取消相当

- | | | | | | | | |
|-------|---|-------------------|-------|---|---|---|-----------|
| (1) 名 | 称 | 十番ファーマシー薬局 | | | | | |
| (2) 所 | 在 | 東京都港区麻布十番三丁目6番10号 | | | | | |
| | 地 | キャッスル麻布101号 | | | | | |
| (3) 開 | 設 | 者 | 増田 光信 | | | | |
| (4) 指 | 定 | 取 | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和4年5月20日 |

※ 当該保険薬局は、令和2年2月1日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

2. 保険薬剤師の登録の取消相当

- | | | | | | | | |
|-------|---|-------------|---|---|---|---|-----------|
| (1) 氏 | 名 | 増田 光信 (66歳) | | | | | |
| (2) 登 | 録 | 取 | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和4年5月20日 |

※ 当該保険薬剤師は、令和2年3月25日付けで登録を抹消していることから登録の取消相当の取扱いとするものです。登録の取消相当の取扱いとは、登録取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

【行政処分等に至った経緯】

令和2年1月及び2月に、当該薬局の開設者及び管理者の増田薬剤師が、併設される診療所の医師が不在であった平成31年3月に、医師の資格がないのに患者の診察を行い、医師が診察したように装って診療報酬や調剤報酬をだまし取った等の疑いで逮捕されたとの報道があった。

関東信越厚生局東京事務所において、平成31年3月分の処方箋及び調剤録を確認したところ、不在であった医師の氏名が保険医欄に記載された処方箋及び調剤録が確認された。また、不在であった医師の氏名が保険医欄に記載された平成31年3月分の調剤報

酬明細書が確認され、不正な調剤及び不正な調剤報酬請求であることが強く疑われたため、令和2年9月から令和3年6月まで計3日間の監査を実施した。

【行政処分等の主な理由】

当該保険薬局及び保険薬剤師の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 保険薬剤師である増田薬剤師は、調剤報酬及び診療報酬の不正請求に係る詐欺罪で、懲役3年、執行猶予4年の判決を受け、令和2年8月13日に刑が確定している。
- (2) 医師以外の者が作成した処方箋であることを認識していながら、その処方箋に基づいて調剤を行い、調剤報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【調剤報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	82件
不正請求額	750,783円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。